

電子商取引及び情報財取引等に関する準則改訂案についての

パブリックコメント結果の概要

平成20年8月29日
産業構造審議会
情報経済分科会
ルール整備小委員会

< 御意見の概要 >

< 御意見に対する考え方 >

【1】 電子商店街(ネットショッピングモール)運営者の責任 (全体)

電子商店街(ネットショッピングモール)運営者に、出品に先立ち販売者や出品者が法令遵守していることを確認させること、違反事実が判明したらそれをネットで公表すること、及び違法が判明した販売者や出品者を排除することを義務づける項を設けるべきである。

また、違反事例の通報はその運営サイトの登録者でないとできないが、すべての人が通報できるように、運営者に義務づけるべきである。

販売者・出品者の法令遵守状況の確認、違反事実判明時の公表・違反者の排除、登録者以外の者に対する通報手段の提供を義務化すべきとのご意見について、モール運営者にそのような義務が発生するとする法的構成は、現時点で必ずしも明らかでなく、準則に明記することは適切でないと考えます。

なお、今回の改訂において、モール利用契約に付随する注意義務違反があった場合や、モール運営者が個々の取引について商品の品質等を保証したような場合に、モール運営者が責任を負う可能性があることを明らかにしている。モール運営者が責任を負い得る具体的事例の明確化については、引き続き検討を行う所存。

農薬取締法による規制の項を設け、電子商取引での、農薬製剤の販売を全面的に禁止すべきである。

準則では、インターネット上の特有の問題を取り上げているところ、ご指摘の課題は、まずは農薬製剤の販売に関して規制規定をもつ法令で対応すべき課題と考えます。

なお、インターネット上の特有の問題として論じられるべき点については、引き続き検討を行う所存。

【5】 ID・パスワード等のインターネット上での提供

2. 説明

(4) 知的財産法による制限

著作権法について

)複製権侵害の幫助行為性

a) 正規に入手していないID・パスワード等を入力して、ダウンロードないしインストールを行なう行為

イ) 2. の場合

本セクションは、複製権侵害についての解説場面であるが、著作権法第47条の2第1項との関係が問題提起されているため、傍論ではあるが、正規に入手していないID・パスワード等を入力して行うインストール行為に関し、翻案権侵害の成否の観点からの解説を付加することも有益と思料するため、「イ) 2.」の末尾に下記のなお書きを追加してはどうか。

「なお、当該インストール行為については、プログラム自体を改変するものではないため、翻案権侵害も構成しないと考えられる。」

ご指摘を踏まえて、「イ) 2. の場合」の末尾に追記する。

(5) 一般不法行為

検討

読者の理解に資するよう、最終段落の前段を以下のように修正してはどうか。

「なお、上記 の例外的に不法行為が成立する～」を「なお、上記 の加害目的等がある場合に限り例外的に不法行為が成立する～」として、下線部分を追加

ご指摘を踏まえて、修正する。

【6】 使用機能、使用期間等が制限されたソフトウェア(体験版ソフトウェア、期間制限ソフトウェア等)の制限の解除方法を提供した場合の責任

2. 説明

(2) 制限回避手段について

HDD上プログラム変換型

(その他)

説例の内容からすれば、「 HDD上プログラム変更型」との呼称は誤解を与える可能性があるため、「 HDD上プログラム変更型」の名称を「 擬似完全版提供型」等に変更してはどうか。変更に伴い、「HDD上プログラム変更型」を参照している他の箇所も変更。

ご指摘を踏まえ、「 HDD上プログラム変更型」を「 擬似完全版提供型」に修正する。

【7】 他人のホームページにリンクを張る場合の法律上の問題点

2. 説明

(3) リンクを張ることについての法的責任

著作権法に基づく責任

国外では、著作権者に無断でアップロードされた音楽ファイルや映像ファイルにリンクを張る行為が著作権侵害を助長しているとして、リンク元の責任を追及する法的措置が多数講じられており(例えば、米国では MPAA v. Cinematube.net、 Ssupload.com、 Peekvid.com、 YouTVpc.com、 Showstash.com、 中国では Universal Music、 Sony BMG Music Entertainment and Warner Music v. Baidu など)、2006年12月にはオーストラリアの連邦控訴裁判所で MP3 ファイルへのリンクを提供していたウェブサイトの運営者の著作権侵害責任を認める判決が下されている (Cooper v. Universal Music Australia Pty.Ltd.)。このケースでは、ウェブサイトの運営者が、ユーザーによる著作権侵害行為を防ぐための手段を講じることが技術的に可能であったにもかかわらず、敢えて何もしなかったことが違法判断の要因となった。

国内での裁判例はないが、上記の Cooper 事件と同様の事例について争われれば、リンクを張ることによって著作権侵害を惹起・助長し損害を拡大させたとしてその責任を問われる可能性があることから、リンクを張ること自体が直接著作権の侵害行為になることはないとしても、著作権侵害を助長したような場合にはリンクを張ることによって侵害の責任を問われる可能性があることを本文に明記すべきであると考えます。

いわゆる間接侵害の事案において、直接の侵害者となるか幫助者となるかについては従来より議論があるところであり、特に、本項目で論じている事案については国内での裁判例も見あたらないところ、著作権者に無断でアップロードされた著作物にリンクを張った者が直接的に著作権侵害の責任を負うか否かについては必ずしも明らかでなく、よって、現時点で準則の本文に明記することは適切でないと考えます。

なお、今後の対応として、他の法令に基づく責任の記載ぶりとのバランスも考慮しつつ、ご指摘の点につき引き続き検討を行う所存。

【5】～【7】

(全体)

実際の被害状況や対策の進捗、また、技術の進歩による新たな著作権侵害行為(またはそれを助長する行為)が起こることを鑑み、引き続きご検討いただきたい。

実際の被害状況等に照らしつつ、引き続き検討を行う所存。

以上